

専決第 1 0 号

令和 8 年度

益城町水道事業会計補正予算書

(第 1 号)

専決第 10 号

令和 8 年度益城町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度益城町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 8 年度水道事業会計予算（以下「予算」という）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中災害による損失 71,000 千円の財源に充てるため、企業債 50,000 千円を借り入れる。

支 出

（単位：千円）

区 分	科 目	既決予定額	補正予定額	計
2 1 款	水道事業費用	563,333	71,000	634,333
3 項	特別損失	605	71,000	71,605

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起 債 の 方法	利 率	償 還 の 方法
水道整備事業	456,700 千円	証書借入	年 4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合は、 利率見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協 定するものによる。 ただし財政の都合 により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。	506,700 千円	補 正 前 に同じ	補 正 前 に同じ	補 正 前 に同じ

令和8年7月29日

益城町長 西村 博則

令和 8 年度 益城町水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			563,333	71,000	634,333	
	3 特別損失		605	71,000	71,605	
		8 災害による 損失	0	71,000	71,000	令和 8 年熊本地震による損失

[illegible]